

春の全国交通安全運動

4 / 6 ～15

春の全国交通安全運動が、4月6日(土)から15日(月)まで全国一斉に展開されます。
また、4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。
交通事故に遭わない、起こさないために、家庭や地域、職場などであらためて交通安全を呼びかけましょう。

<運動の重点>

- ①こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ③自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

市民会館閉館に伴い、4月から市結婚相談所の場所・相談日が変わります

- ▶ところ／スイトピアセンター 学習館1階「ハートリンク おおがき」内
- ▶相談日時／毎週月・木・日曜日の午前9時30分～午後4時（正午～午後1時は除く）※スイトピアセンターの休館日を除く。4月1・4日は移転のため休み
- ▶登録できる人／西濃地域の市町に在住・在勤、または結婚後、

本市に住む意向のある独身の人
▶登録申込／運転免許証や官公庁発行で顔写真付きの証明書など本人確認できるもの、写真データ1枚（上半身または全身）、メールアドレスを準備し、同相談所で申込 ※登録は無料
▶問合せ／同相談所（☎47－8282）または、男女共同参画推進室（☎47－8549）へ

見た目からはわからない障がいへの理解を

4月2日は「世界自閉症啓発デー」、2日から8日までは「発達障害啓発週間」です。期間中は市役所東側「キューブモニュメント」をブルーライトアップします。
自閉症などの発達障がい、脳機能の発達に関係するもので、育て方や教育方法に原因があるわけではありません。発達障がいの方はコミュニケーションが苦手な場合が多く、また、見た目からはわかりにくい、日常のさまざまな場面で困難さを感じることがあります。一人一人が発達障がいを正しく理解し、できることを考えましょう。
詳しくは、障がい福祉課（☎47－7162）へ。

審議会などの傍聴ができます

定例農業委員会			担当：農業委員会事務局（☎47－8614）
4 / 5 (金)	14:00～	市役所 8 階 大会議室	
・農地の権利移動や転用について ほか			
まちづくり市民活動育成支援推進委員会			担当：市民活動推進課（☎47－7169）
4 / 13 (土)	9:30～11:30	奥の細道むすびの地記念館 2 階 多目的室 1	
・令和6年度市民活動助成事業の公開審議 ほか			

65歳以上の人の介護保険料を変更

市は、3年ごとの事業計画見直しに基づき、65歳以上の人の介護保険料を令和6年度から下表のとおり変更し、対象者に通知書を郵送します。

- <主な変更点>
- ① 基準所得金額の一部変更と第13段階の追加
 - ② 保険料の基準額が月5,960円→月6,340円に

令和3～5年度	令和6～8年度		
所得段階 年額保険料	所得段階	年額保険料	主な対象者
第1段階 21,456円	第1段階 (基準額×0.285)	21,682円	①生活保護を受給している人 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ③世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人など
第2段階 35,760円	第2段階 (基準額×0.485)	36,898円	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人など
第3段階 50,064円	第3段階 (基準額×0.685)	52,114円	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人など
第4段階 64,368円	第4段階 (基準額×0.9)	68,472円	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人のうち、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人など
第5段階 71,520円	第5段階 (基準額)	76,080円	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人のうち、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人など
第6段階 85,824円	第6段階 (基準額×1.2)	91,296円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人など
第7段階 92,976円	第7段階 (基準額×1.3)	98,904円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人など
第8段階 107,280円	第8段階 (基準額×1.5)	114,120円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人など
第9段階 121,584円	第9段階 (基準額×1.7)	129,336円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人など
第10段階 125,160円	第10段階 (基準額×1.9)	144,552円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人など
第11段階 128,736円	第11段階 (基準額×2.1)	159,768円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人など
第12段階 143,040円	第12段階 (基準額×2.3)	174,984円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人など
	第13段階 (基準額×2.4)	182,592円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人

<介護保険料の通知書(仮算定)> 令和6年度の保険料をお知らせします

納付方法	特別徴収（年金天引き）	普通徴収（納付書または口座振替）
対象者	老齢（退職）、障害、遺族年金の年額が18万円以上の人	老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人
納め方	4・6・8月に受給される年金までは、原則2月と同額を納付	第3期（7月）までは、令和5年度所得段階の保険料額を納付
郵送時期	4月上旬	5月中旬

※昨年度途中で65歳になった人や、他の自治体から転入した人などは、特別徴収に切り替わるまでの間、一時的に普通徴収になります
※いずれも所得段階確定後に年間保険料を決定（本算定）し、仮徴収額を差し引いた残りの金額を納付

◆問合せ／介護保険課（☎47－7406）

安心して子育てできる環境づくりのために ～産後のお母さんをサポートします～

産婦健康診査の助成回数を追加

- 産婦健康診査は、産後の心身の回復や授乳状況などお母さんの健康状態をチェックする大切な健診です。産後1か月健診に加えて、産後2週間健診の助成を開始します。
- ▶対象／令和6年4月1日以降に出産し、健診受診日に市内に住民票がある人
- ▶内容／問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）
- ▶時期・回数／おおむね産後2週間と産後1か月、1人につき2回まで
- ▶助成額／1回につき上限5,000円
- ▶助成方法／受診券を医療機関に提出 ※4月1日以前に母子健康手帳を交付した人には、追加分の受診券（産後2週間健診分）を順次郵送
- ▶問合せ／大垣市保健センター（☎75－2322）へ



産後ケア事業(宿泊型)を拡充

- 産後の体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てを始められるよう、助産師などの専門職のケアや育児指導が受けられる「産後ケア事業」の宿泊型を拡充します。
- ▶対象／市内に住民票がある生後1年未満の赤ちゃんとお母さんとで、産後ケアを必要とする人 ※施設によって利用できるお子さんの月齢が異なります
- ▶内容／授乳や沐浴などの育児相談、乳房に関する相談や指導、赤ちゃんの発育・発達などの相談、お母さんのからだやこころの健康管理
- ▶利用料／【通所型】1日3,300円、【宿泊型】1泊2日7,500円
- ▶実施施設／市内委託施設（市HPに一覧を掲載）
- ▶申込／利用希望日の3日前までに、こども家庭センター（子育て支援課内、☎75－2328）へ



市HP